

## 保安業務用機器保有数算定表（3）

事業所の名称

## 3 必要保安業務用機器保有数

保安業務用機器	保有数	必要数	保安業務区分ごとの算定数					
			合計	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
1 自記圧力計又はマノメータ								
2 ガス検知器								
3 漏えい検知液								
4 緊急工具類								
5 一酸化炭素測定器								
6 ポーリングバー								

(備考) 1 イ～ホは様式13-12の保安業務区分による。

2 必要数は、保安業務区分ごとの算定数を合計し、その数の小数点以下を切り上げたとすること。

3 告示第3条第2項に該当する場合は、ハの欄には0を、ニの欄には算定数を記入すること。

なお、定期供給設備点検に係る消費者戸数と、定期消費設備調査に係る消費者戸数が異なる場合は、その差に係る保安業務用機器の算定は、告示第3条第1項によりを行い、告示第3条第2項の算定数に加算すること。